

写

令和7年第11回総会  
会議録

期 日 令和7年11月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和7年第11回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年11月28日（金）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	50	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	51	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	52	農地法第3条許可申請について
5	53	農用地利用集積等促進計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 天達恵一  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 7 年第 11 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8 番眞茅委員、9 番白澤千恵子委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 50 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 224 号から 248 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 7 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 19 名です。

解約面積は畑が 103 筆で 188,959 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 224 号から 248 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 51 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。6 ページをご覧ください。

名簿登録番号竈原地区4号、〇〇〇〇さんは経営類型（果樹類（タンカン・大将季））で経営面積は86aで、農業労働力は1名、年間臨時雇用6人、延べ人数100人です。父親の〇〇〇〇さんが農業経営改善計画の更新をせず、息子の〇〇〇〇さんへ代替わりするものです。現在、タンカン・大将季を栽培していますが、タンカンの樹が古くなってきているので大将季へ改植したい意向です。

この方は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

（白澤委員除斥）

まず、整理番号40号・41号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は7件です。

整理番号40号の申請地は、

白沢東町〇〇番，畑，815㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，78歳，白沢東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，56歳，白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号41号の申請地は、

あけぼの町〇〇番，畑，1,076㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，86歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，71歳，白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については12ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号40号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号40号について報告いたします。

11月5日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は白沢東町に居住する兼業農業です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は保全管理された畑で北側は道、東側、西側、南側は甘藷畑です。

譲受人は今後、果樹園として活用するとのことでした。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われまます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号41号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号41号について報告いたします。

10月27日に譲受人、立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は白沢東町に居住する甘藷農家です。

譲渡人は子供の住む兵庫県に移住することとなり、処分したいとの意向があり、無償譲渡に至りました。

現在、譲受人が40年前から甘藷を栽培しており、東側、南側は譲受人が耕作する甘藷畑、西側、北側は公衆用道路です。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号40号・41号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号40号・41号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤敦行委員着席）

農業委員会等に関する法律31条の規定により、眞茅委員の退席をお願いいたします。

(眞茅委員除斥)

次に、整理番号42号・43号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

整理番号42号の申請地は、

まかや町〇〇番，畑，181㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，91歳，まかや町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，69歳，まかや町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については14ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号43号の申請地は、

瀬戸町〇〇番，畑，1,499㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，70歳，中央町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，69歳，まかや町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については16ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より市道を挟んで北東側に位置します。

以上説明を終わります。

議長

次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号42号・43号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号42号について報告いたします。

11月11日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

現在、譲受人が30年前から甘藷を栽培しており、東側、南側は畑、西側は雑種地、北側は譲受人の茶工場で宅地です。

本件の権利取得後も引き続き甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われまます。

整理番号43号について報告いたします。

11月11日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

現在、譲受人が20年前から茶を栽培しており、東側、南側は市道、西側、北側は譲受人の茶畑です。

本件の権利取得後も引き続き茶を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号42号・43号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、整理番号42号・43号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(眞茅委員着席)

次に、整理番号44号から46号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

整理番号44号の申請地は、

桜山東町〇〇番，畑，267㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，自営業，73歳，桜山東町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，65歳，桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については18ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北側約〇〇mに位置します。

整理番号45号の申請地は、

妙見町〇〇番，畑，568㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，37歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，67歳，鹿児島市にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については20ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より市道を挟んで東側に位置します。

整理番号46号の申請地は、

東鹿籠字尾ノヶ鼻迫〇〇番，畑，1,646㎡，

美山町〇〇番〇，畑，464㎡，

美山町〇〇番，畑，377㎡，

美山町〇〇番，畑，320㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，68歳，福島県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，61歳，美山町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については20ページに掲載してあります。

東鹿籠字尾ノヶ鼻迫〇〇番は〇〇〇〇より南側に位置し，美山町〇〇番〇は〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置し，美山町〇〇番，美山町〇〇番は〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長

次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号44号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号44号について報告いたします。

11月2日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

申請地は桜山東町〇〇番の果樹園です。

譲渡人は、〇〇〇〇さんで桜山東町に居住しています。

譲受人も桜山東町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側は宅地、南側と北側は畑、西側は山林です。

取得後は、果樹を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号45号について、今給黎委員お願いします。

2番（今給黎委員）整理番号45号について報告いたします。

11月8日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は甥の所有する畑を無償譲渡するもので、現在は保全管理されています。

申請地の東側は宅地、西側と北側は市道、南側は畑です。

取得後は、甘藷を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号46号について、原田委員お願いします。

7番（原田委員）整理番号46号について報告いたします。

11月11日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

東鹿籠字尾ノヶ鼻迫〇〇番は東側と北側が畑、西側と南側が山林になっています。

美山町〇〇番〇は東側が市道、北側が宅地、西側が水路、南側が畑になっています。

美山町〇〇番と〇〇番は東側が水路を挟んで畑、西側が畑と市道、南側が宅地、北側が畑になっています。

取得後は、甘藷や菜園畑をする計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号44号から46号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第53号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

24～27 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号290号の1から298号の2まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇外8名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外27名で設定面積は、畑が7筆4,640㎡樹園地が155筆274,909㎡合計162筆279,549㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第53号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 2 2 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 白澤 千恵子